

答 申 第 9 号

平成20年12月 3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年7月14日付け企画発第128号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

「協働と自主自立のまちづくり検討会議の委員」公募に係る文書等の開示請求に伴う  
請求拒否決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名
- 1 応募者全員の応募原稿（住所・氏名等を除く）
  - 2 応募原稿を公開するかどうかを事前に検討する業務をしなく  
ても良いとする法的根拠等を示す資料

[ 諮問第8号 ]

別 紙

諮問第8号

答 申

### 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

### 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、協働と自主自立のまちづくり検討会議の公募委員選考における応募者全員の応募原稿で、応募者の住所、氏名等の個人情報を除いたもの（以下「本件文書Ⅰ」という。）及び実施機関が委員を募集する際に、応募原稿を公開するかどうかを事前に検討する業務をしなくても良いとする法的根拠等を示す資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

### 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1)本件文書Ⅰについて

条例第7条第2号該当性について

請求している応募原稿（小論文）は、応募者の住所、氏名等の個人が識別できる情報を除いたものとしており、公表しても個人が特定される情報ではない。

不開示部分があれば部分的に黒塗りすればすむことであり、そのことで応募者の正当な利益を侵害するとは思えない。

協働理念を十分認識して自己責任を自覚して応募した者であれば、堂々と応募原稿を公表することは明白である。

公募委員に決定した者は、少額であっても税金から報酬を貰い、公的要素の人格を帯びることになるので、応募者の命題への思考・思想が公表されるのは当然のことである。

#### 条例第7条第6号該当性について

拒否理由は、選考業務という事務事業の性質上、将来同種の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためというものである。その「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求されるが、前回開示した実績で実質的に実害があったかどうかの検証もないため不開示の理由とはなり得ない。論文を公表するとしなくても明記していないのに、「公開することを前提としていない」や「開示決定までに公開する旨の同意もない」など勝手な想定で不開示とすることはおかしい。

市民として、社会人として、自分の人生観、経験、知識、理念等を正々堂々と主張する市民を委員として選考することが熊本市としての責務であり、選考された市民代表の論文を広く市民に公表することは当然のことである。

#### (2)本件文書Ⅱの存否について

実施機関は、応募原稿は公表を前提として公募したものではないというが、「協働と自主自立のまちづくり検討会議の公募委員の候補者の選考に関する要綱」には応募原稿の公開については何ら規定がなく、応募原稿の公表を前提とせず公募してよいとする法的根拠が不存在であるなら、それは実施機関の不作为、業務怠慢と言わざるを得ない。

### 4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1)本件文書Ⅰについて

##### 条例第7条第2号該当性について

応募原稿には、住所、氏名等の個人が識別できる情報を除いても、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、更にはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものである。

応募にあたっては、応募原稿の公開が前提となっていない中、応募者は当該文書を公開することを予想しておらず、こうした情報を公開すると個人識別性のある部分を除いたとしても応募者本人の意思と異なり、個人の人格や個人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

#### 条例第7条第6号該当性について

本件文書Ⅰを開示すれば応募者と実施機関との間の信頼関係を損なうことになり、協働と自主自立のまちづくり検討会議を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

更に、これまでの応募者の自由な記載や表現に違いが出る、一般的な意見しか記述しなくなる、応募を躊躇する者が出るといったことが想定され、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第6号に該当する。

#### (2)本件文書Ⅱの存否について

応募原稿の提出は、協働と自主自立のまちづくり検討会議の公募委員候補者を選考するために実施したものであって、応募原稿自体を審査することが目的ではなく、その応募原稿に書いてある個人の考え方なり、思いを原稿の中から引出してそれを評価する材料と見ており、応募原稿の公開を前提に募集したものではないことから、応募原稿を公開するかしないかについて事前に確認する業務自体が発生していない。

また、委員を募集する際に、応募原稿を公開するかどうかを事前に検討する業務を欠落しても良いという市政業務遂行に関する当該法的根拠、判例等の資料は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

### 5 審議会の判断

#### (1) 本件文書Ⅰ・Ⅱについて

本件文書Ⅰは、協働と自主自立のまちづくり検討会議の公募委員選考で使用した応募者全員の応募原稿である。

記載内容は、応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号及び小論文となっている。

本件文書Ⅱは、実施機関が委員を募集する際に、応募原稿を公開するかどうかを事前に検討する業務をしなくても良いとする法的根拠等を示す資料である。

#### (2) 判断に当たったの基本的な考え方

本件文書Ⅰにかかる判断は、不開示とした情報をインカメラ方式を用い総合的に勘案したものである。

また、当審議会においては、条例に基づき開示、不開示の妥当性を判断するもので

あり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰの条例第7条第2号該当性について

実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報と規定したものである。

同条第2号本文において、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報と規定しており、ただし書のアからオまでにおいて例外規定を設けている。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であつて、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

本件文書Ⅰは、協働と自主自立のまちづくり検討会議の公募委員選考のために使用した応募者全員の応募原稿で、記載内容は、応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号及び小論文となっており、基本的には条例第7条第2号に規定する個人情報である。

応募者の氏名等については、申立人、実施機関双方個人情報であることには異論がないと認められるため、個人が特定され得る部分を除いた応募原稿部分について条例第7条第2号に該当するかどうかを検討する。

応募原稿には応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見、信条、理念等が記載されている。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当する。このため、同条ただし書きに該当するかどうかを検討する。

本条ただし書ア、イ、エ、オに該当しないことは明らかである。

ただし書ウに該当するかどうかについて検討する。

本件文書Ⅰには前述のと通りの個人情報に記載されており、それらの情報を社会に開示するか否か等については、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、開示の対象となるべき文書から作成者が識別される部分を除いたとしても同様というべきである。

他方、実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として応募原稿の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において応募原稿を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。そうすると、応募者は応募原稿を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していなかったと推測される。

以上のとおり、応募者においては、本件文書の開示の可否について自ら決すべき利益を有するものであり、また、提出した応募原稿が開示されることは予想し得ないことであったことからみるならば、本件文書Ⅰを「開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがない」ものと認めることはできないというべきである。

したがって本件文書Ⅰはただし書Ⅰには該当せず、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

#### (4) 本件文書Ⅰの条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度とは名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されており、また「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

実施機関は、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として応募原稿の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、実施機関において応募原稿を後に公開した例は平成16年の一例を除き存在しないことが認められる。

かかる文書が公開されるとなると、応募者の記載の仕方や表現に違いが出ることは容易に推測され、一般的な意見しか記述しなくなる。更に、応募を躊躇する者、また、筆跡や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出ることも否定できず、よって、選考という事務事業の目的が損なわれることになり、今後行われる同種の選考事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

協働と自主自立のまちづくり検討会議の委員の募集に際しても、応募原稿の扱いについては、なんら触れられておらず、当該応募原稿を公開するとも明記されていないければ、公開しないとも明記されていない。

このような状況下で応募者は、自己の提出した応募原稿がいずれ公開されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ公開されないことを前提と捉え、応募原稿の内容もなんら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。

このような応募者の意向を無視して、実施機関が本件文書Ⅰを開示すれば応募者と市との間の信頼関係が損なわれることは明らかであり、協働と自主自立のまちづくり

検討会議を運営する事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになる」と認められる。  
したがって本件文書Ⅰは条例第7条第6号に該当する。

(5) 本件文書Ⅱの存否について

実施機関は、前述したように、従来から各種委員を募集しているが、その際応募者に対し、選考資料として応募原稿の提出を求めたことも相当数に上り、その一方で、これまで実施機関において応募原稿を後に公開した例は平成16年の一例に止まると認められる。

また、協働と自主自立のまちづくり検討会議の委員の募集に際しても、応募原稿の扱いについては、なんら触れられておらず、当該応募原稿を公開するとも明記されていないければ、公開しないとも明記されていない。

これらのことを鑑みると、実施機関では従来から応募原稿について公開しない取扱いをしており、特に規定がない限り応募原稿を公開しないことが原則となっている。

したがって、特に応募原稿を公開するかどうかを事前に検討しなくてよいとする規定はないということが認められる。

それゆえ、本件文書Ⅱが存在しないとする実施機関の主張は合理的であり、本件文書Ⅱは存在しないと認められる。

なお、申立人は実施機関が応募原稿を公開するかどうかを事前に検討しなかったことに法的根拠があるはずで、法的根拠がないのに検討しなかったとすれば、それは実施機関の不作为、業務怠慢であると主張するが、当審議会においては、文書の存在、不存在を審議するものである。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

|         |   |   |   |     |
|---------|---|---|---|-----|
| 会       | 長 | 江 | 藤 | 孝   |
| 会長職務代理者 |   | 荒 | 木 | 昭次郎 |
| 委       | 員 | 高 | 木 | 絹子  |
| 委       | 員 | 田 | 中 | 節男  |
| 委       | 員 | 馬 | 場 | 啓   |

[参考]

### 審議会の審議経過

| 年 月 日        | 審 議 経 過                       |
|--------------|-------------------------------|
| 平成20年 7月14日  | 熊本市長から諮問を受けた。                 |
| 平成20年 8月 6日  | 実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。         |
| 平成20年 8月20日  | 異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。 |
| 平成20年 8月28日  | 異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。         |
| 平成20年 9月30日  | 諮問の審議を行った。                    |
| 平成20年 10月31日 | 答申（案）の審議を行った。                 |
| 平成20年 12月 3日 | 答申（案）の審議を行った。                 |